

# 鳥羽市いじめ防止基本方針（目次）

## はじめに

### 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止
- (5) いじめの早期発見
- (6) いじめへの対処
- (7) 家庭や地域との連携
- (8) 関係機関との連携
- (9) 日常の点検と評価

### 2 鳥羽市が実施するいじめ防止等に関する施策

- (1) 鳥羽市いじめ防止基本方針の策定
- (2) 鳥羽市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- (3) いじめの未然防止のための方策
- (4) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

### 3 学校が実施するいじめ防止等に関する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### 4 重大事態への対処

- (1) 報告[第一報]
- (2) 調査の組織
- (3) 調査
- (4) 調査結果の提供及び報告

### 5 その他重要事項

# 鳥羽市いじめ防止基本方針

平成26年4月

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

鳥羽市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）や県の「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### （1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように丁寧に指導しなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (2) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合に

については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### (4) いじめの防止

根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。そのためには、学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、児童生徒の人権が尊重され、それぞれの児童生徒の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (5) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携等により、児童生徒がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を守ることが必要である。

## (6) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒に対して事実を確認した上で適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、教育委員会等への連絡・相談や、関係機関等との連携が必要である。

実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校は平素よりいじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。

## (7) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校は家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。学校は、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することにより、児童生徒に地域の様々な大人が見守ってくれていることに気付かせることが大切である。

## (8) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と情報共有のできる体制を構築しておくことが必要である。

## (9) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組む。

## 2 鳥羽市が実施するいじめ防止等に関する施策

### (1) 鳥羽市いじめ防止基本方針の策定

法の趣旨を踏まえ、国の基本方針ならびに県の基本方針を参酌し、鳥羽市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、鳥羽市いじめ防止基本方針を策定する。(法第12条)

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 鳥羽市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ「鳥羽市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。(法第14条第1項)

構成は、鳥羽市小中学校長会、鳥羽市教育委員会、鳥羽市健康福祉課、鳥羽警察署、南勢志摩児童相談所等とする。

### (3) いじめの未然防止のための方策

児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動の充実を図るなど、教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動を推進する。

また、教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図るとともに、保護者や市民に対して、広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、開かれた学校づくりの推進や、広報啓発の充実を図る。

### (4) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上実施するアンケート調査や、面談等を通して得られた多面的な情報を全教職員で共有し、的確な対応が行われるよう指導体制の充実を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を効果的に活用し、各学校及び中学校区の教育

相談体制の充実を図る。

いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組むことが大切である。その際、早急な対応を図るため、必要に応じて県教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアに努める。

また、いじめを受けた児童生徒を守るためや、いじめを行った児童生徒への指導として、必要な措置を速やかに講じる。

児童生徒の携帯電話等やインターネットの正しい利用方法ならびに危険性についても、その理解を深めるための情報モラル教育に力を注ぐ。

以上のことについて、主な具体的な取組は以下のとおりである。

#### 【早期発見に関わること】

- ・各学校において、児童生徒を対象としたいじめの問題を含むアンケート調査を毎学期に1回以上実施するとともに、面談等を実施して適切に児童生徒の声を把握し、多面的な情報収集に努める。
- ・スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図る。
- ・学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図る。

#### 【いじめへの対処に関わること】

- ・いじめの問題等において、学校だけで対応することが難しい事案については、市教育委員会をはじめ関係機関が連携を取り、的確な対応・早期解決へ向けての支援を実施する。必要に応じて、警察・関係機関との連携を図る。
- ・学校及び市教育委員会だけで対応することが難しい事案については、県教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーや、生徒指導特別指導員等を招聘し、早期解決を図る。

### 3 学校が実施するいじめ防止等に関する施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針、本方針を参考にして、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定めた学校いじめ防止基本方針を策定する。(法第13条)

策定後は速やかに公表し、保護者や地域の理解と協力を得られるよう努める。

#### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効あるものにするため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を設置する。(法第22条)

当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、当該組織は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

児童生徒のインターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの防止については、パソコンや携帯電話、スマートフォンの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

#### ② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

#### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、犯罪行為にあたりと認められる事案については、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

### 4 重大事態への対処

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいう。(法第28条)

#### (1) 報告【第一報】

学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。なお、学校から報告を受けた市教育委員会は、速やかに鳥羽市長及び県教育委員会に報告する。

## (2) 調査の組織

当該重大事態にかかる調査を行うため、学校に設置される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を調査を行うための組織の母体とし、市教育委員会が指導・助言を行いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。

## (3) 調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

## (4) 調査結果の提供及び報告

学校又は市教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

## 5 その他重要事項

鳥羽市は、本方針を公表するとともに、各学校における「学校いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認し、各学校の取組を支援する。